

○青山学院大学教員研究費規則

(1967年5月31日大学協議会承認(2007年6月26日全部改正))

改正	2008年5月29日	2010年5月27日
	2011年6月23日	2013年12月12日
	2015年12月15日	2018年12月13日
	2019年12月13日	2021年11月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、青山学院大学(以下「本学」という。)の各学部(専門職大学院研究科においては研究科。以下「学部等」という。)に所属する専任教員に支給する教員研究費(以下「研究費」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(研究費の対象者)

第2条 前条に規定する専任教員とは、学部等に所属し、原則として当該年度に授業を担当する教授、准教授、専任講師又は助教とする。

(研究費の金額)

第3条 研究費は、別表に規定する研究費使用限度額の範囲内において支給する。

(研究・教育活動計画書)

第4条 専任教員は、毎年4月の初日から末日までの間に、所定の当年度の研究・教育活動計画書を、所属する学部等の長を経て、学長に提出しなければならない。

(研究費の使用基準)

第5条 研究費は、以下の各号のいずれかに該当する調査研究又は実験研究に必要なものに限り使用することができるものとする。

(1) 物品(研究用図書を含む。)

(2) 旅費

(3) 委託又は役務

(4) その他の経費

(物品の登録及び返却)

第6条 専任教員は、研究費で購入した物品が本学において登録を要するものに該当する場合には、所定の手続により登録するものとする。

2 専任教員は、本学を退職するとき又は使用しなくなったときには、前項の規定により登録した物品を、本学に返却するものとする。

(研究費の使用期間)

第7条 研究費の使用期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、学部等によっては、教授会の決定により、1月31日をもって各専任教員の研究費使用を締め切り、残額を学部等留保分として、第5条の規定に従って使用することができる。ただし、学部等留保分の使用については、学長に申請し、承認を得るものとする。

3 研究費の次年度への繰越しは、認めない。

(研究・教育活動の報告)

第8条 専任教員は、原則として5月末日までに、所定の方法により、前年度の研究・教育活動について、所属する学部等の長を経て、学長に報告しなければならない。

2 退職する専任教員は、前項の規定にかかわらず、退職日までに研究・教育活動について報告しなければならない。

(不在期間中の停止)

第9条 在外研究等による不在期間中は、研究費の支給を停止する。

(教員研究費ガイドライン)

第10条 この規則のほか、研究費の有効かつ適正な使用及び計画的かつ効率的な執行のために必要な事項は、別に定めるガイドラインによる。

(所管)

第11条 この規則は、庶務部が所管する。

(改廃手続)

第12条 この規則の改廃は、学部長会及び教授会の意見を聴いた後、常務委員会で協議し、理事会の承認を得て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、2007年6月27日から施行し、2007年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行に伴い、理工学部実験研究費使用規則(1976年6月1日 学科主任会承認)は、廃止する。

附 則(2008年5月29日)

この規則は、2008年5月30日から施行し、2008年4月1日から適用する。

附 則(2010年5月27日)

この規則は、2010年5月28日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則(2011年6月23日)

この規則は、2011年6月24日から施行し、2011年4月1日から適用する。

附 則(2013年12月12日)

この規則は、2013年12月13日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則(2015年12月15日)

この規則は、2015年12月16日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則(2018年12月13日)

この規則は、2018年12月14日から施行する。

附 則(2019年12月13日)

この規則は、2019年12月14日から施行する。

附 則(2021年11月18日)

この規則は、2021年11月19日から施行する。

別表(第3条関係)

研究費使用限度額

区分	教授 准教授 専任講師	助教
理工学部(ただし、欄外注記に該当)	860,000円	210,000円

する場合を除く)		
社会情報学部(ただし、欄外注記に該当する場合を除く)	640,000円	210,000円
上記以外	420,000円	210,000円

(注記)専ら青山スタンダード科目若しくは外国語科目を担当又はこれに準ずると学長が認定した場合